

# コミュニティ交通見直しに伴う意見交換会を開催します

●問い合わせ先 企画課 企画広報班 ☎096-248-1813

市ではレターバス・乗合タクシーをより身近に、便利にしていく目的で、令和7年10月に運行ルートや運行形態の見直しを予定しています。それに向けて、皆さんの意見を聴くために意見交換会を開催します。

レターバスや乗合タクシーは、学生や運転免許を返納した人、路線バスや鉄道が運行していない地域に住んでいる人にとって、生活するために必要な移動手段の選択肢のひとつです。すでに利用している人、今後買い物や通院で利用したい人など、皆さんのご参加をお待ちしております。

## ▶とき・ところ

	とき	ところ	対象者
1	1月22日(水) 午前10時30分～正午	市総合センター 『ヴィーブル』2階研修室	公共交通を利用している、または今後利用したいと考えている市民など
2	1月22日(水) 午後2時～3時30分	ユーパレス弁天 2階大研修室	
3	1月28日(火) 午前10時30分～正午	ユーパレス弁天 2階大研修室	
4	1月28日(火) 午後2時～3時30分	市総合センター 『ヴィーブル』2階研修室	

## ▶申込方法

電話(096-248-1813)、メール(kikaku@city.koshi.lg.jp)または右記二次元コードから事前申込を行なってください。

・必要事項 参加日時、氏名、住所、行政区、連絡先(メールアドレス、電話番号)



▲申し込みフォーム

▶申込期限 令和7年1月17日(金)

▶レターバス時刻表(一部抜粋) 会場まではぜひ公共交通でお越しください。

南ルート	2便	3便	4便	5便	6便	7便
ユーパレス弁天発 合志市役所着	9:07 10:02	10:36 11:33	12:27 13:24	14:07 15:06	15:37 16:38	17:38 18:44
合志市役所発 ユーパレス弁天着	8:53 9:50	10:22 11:19	11:53 12:55	13:45 15:50	15:27 16:29	16:59 18:06

北ルート	2便	3便	4便	5便	6便	7便
辻久保発 合志市役所着	8:24 8:37	9:53 10:07	11:25 11:37	13:17 13:29	14:59 15:11	16:30 16:42
合志市役所発 辻久保着	9:27 9:38	10:22 10:34	11:53 12:06	13:46 13:58	15:27 15:40	17:00 17:11

中央ルート	2便	3便	4便	5便
ユーパレス弁天発 合志市役所着	9:29 9:59	11:50 12:18	13:52 14:19	16:20 16:49
合志市役所発 ユーパレス弁天着	10:15 10:45	12:39 13:06	15:07 15:36	17:59 18:36



各路線の経由地や時刻などはホームページをご覧ください。

# 農地の貸借・売買の手続きが変わります

●問い合わせ先 農業委員会 ☎096-248-1487



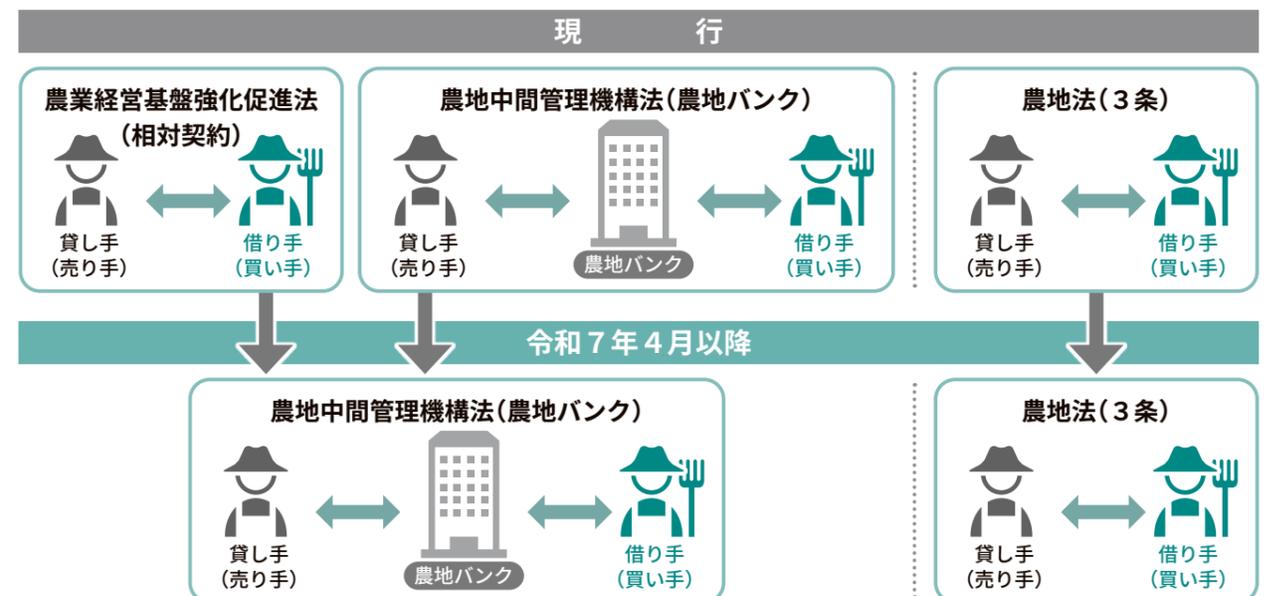
農業経営基盤強化促進法の改正により、農地の貸借方法の1つである相対契約での貸借と売買は、廃止になります。今後は、農地法と農地中間管理機構法による農地バンクを介した貸借・売買のみとなります。

農地の貸借・売買は農業委員会へご相談ください。

## ▶注意事項

- ・農業経営基盤強化促進法(相対契約)で貸借していて、令和7年4月末以降に期間満了を迎える人は、約4カ月前に更新通知を送付しますので、内容の確認をお願いします。
- ・新規で農地中間管理事業の貸借・売買を希望する人は、内容の確認や事前の書類作成などに時間がかかりますので、一度農業委員会までご連絡ください。
- ・すでに農地中間管理機構法(農地バンク)で貸借をしている人には、期間満了の約8カ月前に、農地中間管理機構からはがきが届きます。契約内容が変わる人や契約を更新する人は、お早目にご相談ください。

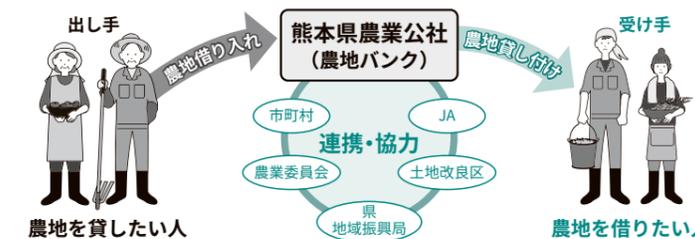
▶相対契約の貸借・売買の申請締切日は令和7年2月20日です。締切日以降は相対契約の貸借・売買はできません。



## 熊本県農業公社(農地バンク)は円滑な農地の貸し借りを公的な立場でサポートします

熊本県農業公社は、4つの安心の仕組みで農地の貸借をお手伝いします

- ・県知事の指定を受けた県内唯一の機関です
- ・農業委員会が窓口手続きを代行しています
- ・農業委員会総会の審議を経て手続きを行ないます
- ・県知事の認可・公告を経て契約が成立します



(公財)熊本県農業公社 ☎096-213-1237

## ▶出し手のメリット

- ・賃料は農業公社が受け手から徴収し、支払います
- ・貸した農地は、契約期間満了後に確実に戻ってきます(更新可能)
- ・相続税、贈与税の納税猶予が継続されます(税務署への届け出が必要)

## ▶受け手のメリット

- ・出し手が複数でも賃料は公社が一括して口座から引き落とすため、賃料支払い事務は不要です(振込手数料なし)
- ・分散した農地の集約化が可能となり、作業効率や生産性の向上につながります